

景観形成ガイドラインに基づく手続きのご案内

アイランドシティ港湾関連用地及び香椎パークポートにおいては、良好な港湾環境の創出を図るため、景観のルールとして、景観形成ガイドライン（以下、「ガイドライン」）を策定しています。景観に関する行為等を行う場合は、ガイドラインに適合させるとともに、福岡市へ手続きを行う必要があります。

本紙では、主に手続きの方法についてご案内いたします。具体的な基準については、ガイドラインをご確認ください。

Q. ガイドラインが適用される範囲はどこか？

A. アイランドシティのみなとづくりエリア及び香椎パークポートのうち、以下の **着色部分** です。



Q. 手続きが必要となる行為は？

A. 「建築行為」及び「外部景観に関する行為」が手続きの対象となります。

建築行為

建築物の

新築
増築
改築
移転

外部景観に関する行為

建築物の色彩の変更
緑化面積の変更
屋外広告物の新設、変更
塀や柵の新設、変更 など

手続きが必要かどうか
ご不明な場合は
お問い合わせください。

Q. 手続きの方法は？

- A. 手続きは右図の流れとなります。必要書類をご準備のうえ、本案内の末尾に記載のお問い合わせ先にご提出ください（メールでの対応も可能です）。
- ガイドラインに適合していると認められる場合は、承認の回答書を発行します。また、必要に応じて補正を求めることがあります。
- 工事完了後も、引き続きガイドラインの遵守をお願いします。

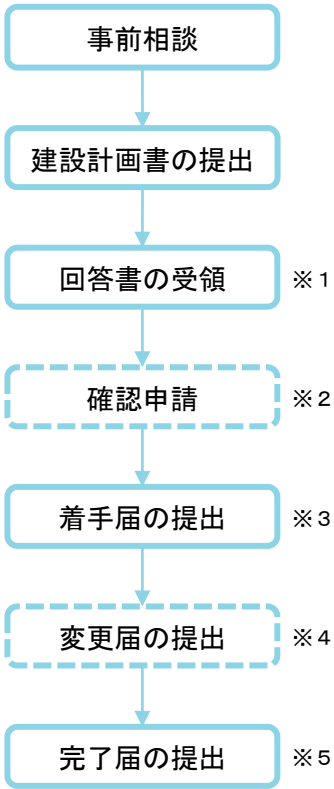
新築の場合の提出書類（例）

- ・ 建設計画書
 - ・ チェックリスト

所定の様式を使用してください。
- ・ 付近見取図
 - ・ 配置図
 - ・ 各階平面図
 - ・ 屋根伏図
 - ・ 立面図

- ・ 外構平面図
 - ・ 緑地面積算定図
 - ・ 屋外広告物意匠図
 - ・ 太陽光パネル割付図
 - ・ 委任状（申請者以外が手続きする場合）

※その他、ガイドライン適合チェックのために必要な書類の提出を求めます。



- ※1 事前相談いただいた場合の標準処理期間は約5営業日です（書類の補正期間は含みません）。
- ※2 確認申請を伴う場合は本申請までに、その他の場合は行為着手までに承認を受けてください。
- ※3 現場着手後、速やかにご提出ください。
- ※4 承認を受けた計画から変更する場合は、変更図面と併せてご提出ください。
- ※5 現場完了後、速やかにご提出ください。

Q. ガイドラインや所定の様式はどこで入手できるのか？

- A. 福岡市ホームページの、アイランドシティに関する資料集からダウンロードできます。
- 福岡市ホーム > 市政全般 > 港湾・アイランドシティ
> アイランドシティ WonderfulOne（トップページ） > 資料集（アイランドシティ）



Q. 法令に基づく手続きなのか？

- A. 法令に基づく手続きではありません。土地の売買契約時に、市（売主）と事業者（買主）との間で締結した協定書において、市が事業者に対し建設計画書による手続きを求めているものです。

Q. 他に必要な手続きはあるか？

- A. 臨港地区、景観計画区域等の手続きや建築基準法の接道の許可が必要となる場合があります。
- また、アイランドシティ全域において、アイランドシティ環境配慮指針に基づく手続きが必要です。

手続き	担当部署
臨港地区内の建築物等の用途規制 臨港地区内における行為の届出	港湾空港局 港湾管理課 TEL：092-282-7173 検索ワード：福岡市 臨港地区
景観計画区域内の建築行為等の届出	住宅都市局みどり局 都市景観室 TEL：092-711-4589 検索ワード：福岡市 景観
接道の許可（建築基準法第43条第2項第2号）	住宅都市局みどり局 都市景観室 TEL：092-711-4584 検索ワード：福岡市 接道
アイランドシティ環境配慮指針に基づく届出	環境局 環境調整課 TEL：092-733-5389 検索ワード：アイランドシティ環境配慮指針

※本表は必要な手続きのすべてを網羅するものではありません。

お問い合わせ先

福岡市 港湾空港局 港湾計画部 計画課
〒812-8620 福岡市博多区沖浜町12-1 博多港センタービル8階
TEL 092-282-7131・7133 / FAX 092-282-7771
Mail keikaku.PHB@city.fukuoka.lg.jp